

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：四條畷市

令和8年7月21日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	80.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	82.2%
全職員	64.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	89.2%
本庁課長相当職	97.8%
本庁課長補佐相当職	101.0%
本庁係長相当職	112.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	97.1%
31～35年	88.8%
26～30年	89.1%
21～25年	82.7%
16～20年	86.4%
11～15年	86.0%
6～10年	75.5%
1～5年	75.5%

【説明欄】

- ・数値は、小数点第2位を四捨五入する
- ・勤続年数は採用年度を勤続1年目とする
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、会計年度任用職員は女性の割合が約80%を占め、短時間勤務での働き方を選択する職員が男性より多いことに加え、全職員数に占める会計年度任用職員数の割合が40%を超えることが、差異を大きくする主な要因となっている

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
管理的地位にある職員	２６．６％

【説明欄】

- ・ 令和８年４月１日時点の職員数
- ・ 管理的地位にある職員とは、本庁課長相当級以上である職員とする
- ・ 管理職員総数６４名のうち、女性職員は１７名（小数第２位を四捨五入）

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年度
本庁部局長・次長相当職	２５％
本庁課長相当職	２７．８％
本庁課長補佐相当職	２８．２％
本庁係長相当職	４４．３％

【説明欄】

- ・ 令和８年４月１日時点の職員数
- ・ 本庁部局長・次長相当職員数２８名のうち、女性職員は７名
- ・ 本庁課長相当職員数３６名のうち、女性職員は１０名
- ・ 本庁課長補佐相当職数３９名のうち、女性職員は１１名
- ・ 本庁係長相当職数６１名のうち、女性職員は２７名

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	80%
女性	137.5%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	—

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	—	—	—	—
1週間以上2週間未満	—	—	—	—
2週間以上1月以下	50%	—	—	—
1月超3月以下	50%	—	—	—
3月超6月以下	—	—	—	—
6月超9月以下	—	—	—	—
9月超12月以下	—	63.6%	—	—
12月超24月以下	—	36.4%	—	—
24月超	—	—	—	—

【説明欄】

(育児休業取得について)

- ・令和7年度に出産（あるいは配偶者が出産）し育児休業が取得可能となった職員に対する同年度中に新たに育児休業を取得した職員の割合

※新たに育児休業を取得した職員には、令和7年度より前に子が生まれたもののその年度には取得せず、令和7年度になって新たに取得した職員を含むため、取得率が100%を超えている。

- ・会計年度任用職員については、取得対象者なし

(育児休業の取得期間について)

男性職員：2週間以上1月以下2名、1月超3月以下2名、未取得1名

女性職員：9月超12月以下7名、12月超24月以下4名

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	14.7時間／月
内部部局等以外	9.6時間／月

【説明欄】

- ・ 小数点第2位を四捨五入
- ・ 内部部局等は本庁とし、内部部局等以外は本庁以外とする